

議事日程第十号

令和七年十二月二日（火曜日）

午前十時開議

第一、一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前十時開議

本日の出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	福田博之
三	山形健二	四	川邊隼之介
五	高橋健	六	武内伸文
七	小棚木政之	八	高橋豪
九	瓜生望	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	櫻田憂子
十三	佐藤正一郎	十四	島田薫
十五	宇佐見康人	十六	住谷達
十七	児玉政明	十八	小山緑郎
十九	小野一彦	二十	加藤麻里
二十一	薄井司	二十二	三浦茂人
二十三	鈴木真実	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	佐藤信喜
二十七	今川雄策	二十八	高橋武浩
二十九	小原正晃	三十	渡部英治
三十一	北林丈正	三十二	竹下博英
三十三	原幸子	三十四	工藤嘉範

三十五番	加藤 鉦一	三十六番	石田 寛
三十七番	三浦 英一	三十八番	柴田 正敏
三十九番	川口 洋一	四十番	鶴田 有司
四十一番	鈴木 洋一		

出席議員

四十一名

一	佐藤光子	二	福田博之
三	山形健二	四	川邊隼之介
五	高橋健	六	武内伸文
七	小棚木政之	八	高橋豪
九	瓜生望	十	松田豊臣
十一	加賀屋千鶴子	十二	櫻田憂子
十三	佐藤正一郎	十四	島田薫
十五	宇佐見康人	十六	住谷達
十七	児玉政明	十八	小山緑郎
十九	小野一彦	二十	加藤麻里
二十一	薄井司	二十二	三浦茂人
二十三	鈴木真実	二十四	佐々木雄太
二十五	杉本俊比古	二十六	佐藤信喜
二十七	今川雄策	二十八	高橋武浩
二十九	小原正晃	三十	渡部英治
三十一	北林丈正	三十二	竹下博英
三十三	原幸子	三十四	工藤嘉範
三十五	加藤 鉦一	三十六	石田 寛
三十七	三浦 英一	三十八	柴田 正敏
三十九	川口 洋一	四十	鶴田 有司
四十一	鈴木 洋一		

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	鈴木健太
副知事	神部秀行
副知事	谷剛史
総務部長	伊藤政仁
総務部危機管理監(兼) 広報監	萩原尚人
企画振興部長	笠井潤
あきた未来創造部長	橋本秀樹
観光文化スポーツ部長	岡部研一
健康福祉部長	石井正人
生活環境部長	信田真弓
農林水産部長	藤村幸司朗
産業労働部長	佐藤功一
建設部長	小野潔
会計管理者(兼) 出納局長	小熊新也
財政課長	樋口和彦
教育委員会教育長	安田浩幸
警察本部長	小林稔

●議長（工藤嘉範議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

本日は、十八番小山緑郎議員、二番福田博之議員、七番小棚木政之議員の一般質問を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（工藤嘉範議員） 御異議ないものと認めます。まず、十八番小山緑郎議員の発言を許します。

【十八番（小山緑郎議員）登壇】

●十八番（小山緑郎議員） おはようございます。自由民主党会派の小山緑郎でございます。

今回、質問の機会を与えていただきました先輩、同僚議員に感謝申し上げますとともに、傍聴に来てくださった方々に感謝を申し上げ、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まずはじめに、農業政策について伺います。

令和六年に改正された「食料・農業・基本法」に基づき、令和七年四月に国の方針として、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。これは、日本の農政の大きな転換点であり、今後の本県の農政の方向性にも影響するものと考えております。

この基本計画においては、食料安全保障の強化を行うべく、法人や個人の区別なく、農業を生業とする意欲ある担い手を育成・確保し、農地・水の確保に力を入れるとともに地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することが示されております。

また、改正基本法で「環境との調和」が基本理念に追加されたことを受け、施策の柱として環境政策が強化され、環境と調和の取れた食料システムを確立することが必要とされております。

長年にわたり、「日本の食料供給基地」として重要な役割を担ってきた本県において、この基本計画の策定に加え、昨今の米を巡る情勢を踏

まえると、更なる農業構造転換・集中対策の加速化を進め、農林水産業の持続可能な成長を図ることが必要であります。

このような状況の中で、私自身は、生産者自らの判断による需要に応じた生産・需給ひっ迫への的確な対応として生産意欲を支える政策の強化が必要であると考えており、このことを実現する一つの方策として、先進技術である節水型乾田直播の普及・促進支援が有効であると考えます。

節水型栽培は、日本の稲作が抱える労働力不足や環境負荷といった課題を解決する最先端の栽培技術であり、水管理などが省力化でき、コスト低減が見込める技術として注目されておりますが、収量を確保するための技術は未確立であり、節水型乾田直播に取り組む農家は、適切な水管理や雑草管理が課題となっております。

このことから、本県としても技術的な支援を行う必要があると考えますが、今後本県で節水型乾田直播を取り組む上での支援をどう行っていくのか、また、今後どのように普及・促進していくのかについて農林水産部長に伺います。

また、節水型乾田直播には、ホールクroppサイレージをつくる節水型乾田直播、また、ドローンによる節水型乾田直播、主食用米を作る節水型乾田直播など様々ありますが、これらを行うには高額機械等への初期投資が必要となることも大きな課題となっております。

特に主食用米を作るためには、少なくとも大型トラクターのほか、耕起を行うための農業機械であるプラウ、耕起した土壌表面を平らにするためのルベラー、そして、播種を行うための機械であるドリルシーダなどの多額の機械への投資が必要となることから、大規模農家でなければできない状況となっており、小・中規模農家向けにはドローンを活用する方法なども研究されており、小・中規模農家向けにはドローンを活用する投資が必要となることには変わりはありません。

現在、規模にかかわらず、購入への補助があれば挑戦したい稲作農家

が多数いると伺っております。今後、高齢化や人手不足などの問題を踏まえると、これらの方々の生産意欲が失われないよう支援し、営農を続けてもらわなければ、耕作放棄地の増加にもつながる懸念があると考えます。

国では、地域の中核となって農地を引き受ける稲作農家に対してスマート農業機械等の購入を支援しておりますが、採択率がなかなか厳しいと伺っております。

県でも、これまで複合経営の促進に向けて、施設園芸や畜産などに取り組む農家への支援を行っておりますが、広大な農地をフル活用し、食料供給基地としての役割を十分に果たすためには、先進的技術に取り組む稲作農家に対する県単独の支援も必要と考えますが、農林水産部長に考えをお伺いします。

また、現在のように米価が上がった状況においては問題ありませんが、米一辺倒では米価が下がった際に大変な事態となるため、野菜等の生産性向上などの取組が非常に大切であります。

本県では、「あきた型ほ場整備」と銘打ち、農作物の生産性向上による効率的かつ安定的な農業経営の確立と将来の農業生産を担う経営体を育成するため、ほ場の大区画化や排水対策等を推進する「ほ場整備事業」、農業法人等への面的集積を推進する「農地中間管理機構による農地集積」、「園芸メガ団地等との連携による高収益作物の産地づくり」を「三位一体」で推進し、効率的で収益性の高い農業経営を進め、現在に至っております。

しかしながら、現状を見回すと、多くの農家は高齢により作業ができず、「あきた型ほ場整備」を行い畑作へ転換し、新たな農業経営に取り組むことは困難であります。

私は、現状は売上げを伸ばすことも大切だと思いますが、将来を見据えた際に畑作への転換をすることができずに農地を手放し、耕作放棄地が増加する可能性がある状況が大変深刻なことだと思っております。

「あきた型ほ場整備」を進めたことにより平成二十六年から現在に至るまで、大仙市中仙中央地区のトマトのメガ団地をはじめとする五十六の団地が誕生し、本県の農業の発展に大きく寄与していることは周知の事実であります。今後、高齢化により担い手が少なくなっていく中で、耕作放棄地を増加させない取組として、現在の「あきた型ほ場整備」一辺倒ではなく、耕作放棄地を防止するための整備やスマート農業に向けた整備などを今後のほ場整備の考えに組み込んでいく必要があるのではないかと考えますが、本県としてはほ場整備を今後どのように取り組んでいこうと考えているのか知事にお伺いします。

次に、インフラの老朽化対策についてお伺いします。

現在、高度成長期に集中的に整備された道路、橋梁、トンネル、上水道の多くが建設後五十年を経過し、一斉に老朽化する問題が生じており、令和七年一月二十八日に埼玉県八潮市にて発生した下水道管の破損を原因とした道路陥没事故は記憶に新しいところであります。

国土交通省によると、二〇二三年三月から二〇四〇年にかけて、建設後五十年以上経過する社会資本の割合として、道路橋は約三七%から約七五%、トンネルは約二五%から約五二%、河川管理施設は約二二%から約六五%、水道管路は約九%から約四一%、下水道管渠は約七%から約三四%、港湾施設は約二七%から約六八%となっており、大変深刻な状況と受け止めております。

このインフラ老朽化問題については、本県においても例外ではないかと思いますが、県内の現状と取組、今後の計画はどのようなになっているのか建設部長にお伺いします。

次に、道路政策についてお伺いします。

コンクリート電柱の耐用年数についても五十年となっており、インフラの老朽化の観点に加え、コンクリート電柱については、防災上・道路の安全上の観点からも本数を減らし、無電柱化を進めることが重要であると考えます。

令和六年の能登半島地震においても電柱の倒壊、また損壊が非常に深刻な状況となったことが、広範囲な停電の主要な原因となったとされているとともに、多数の電柱が倒壊した影響で道路が塞がれるなど救助活動に支障が生じたというケースも発生しております。

普段の道路の安全を考えても、コンクリート電柱を原因とする通行障害が発生している場所が多く存在していると感じているところであります。

国土交通省では、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進しており、令和三年に無電柱化推進計画を策定し取組を加速化させております。

近年頻発する災害や少子高齢化が進む中で、道路の安全を確保する無電柱化は重要であり、本県においても、今後の道路改良工事において無電柱化をより一層進める必要があると考えますが、今後の県の取組について建設部長にお伺いします。

また、自転車の一定の交通違反に交通反則通告制度を導入すること等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」が改正され、令和八年四月一日から自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されることから、無電柱化と併せて更なる道路空間の安全・安心の確保が非常に重要であります。

青切符制度は比較的軽い交通違反を対象とした行政手続で、今までは自転車に適用されていませんでしたが、近年、自転車を取り巻く交通事故の情勢が厳しく、違反件数の増加、特に自転車側の法令違反が原因となる死亡・重傷事故の割合が高いことから、自転車運転者の交通安全意識向上と違反処理の迅速化・実効性を図ることを目的として導入されることとなっております。

現在、県としても交通安全の観点からも多様な主体と連携し、中高生の自転車事故や高齢者の横断中事故などの世代別特性を踏まえ、生活道路の面的対策を強化しているとは思いますが、この改正を受けて、道

路空間の安全・安心をより一層確保するために道路上の安全対策及び環境整備などに今後どのように力を入れていくのか建設部長にお伺いします。

また、道路整備におけるハード面の対策だけではなく、そもそものルールを学ぶソフト面の対策も重要であります。

警察庁は、今回の改正を受けて、安全な自転車の利用に役立てていただくことを目的として、「自転車を利用するために自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入―【自転車ルールブック】」を令和七年九月に公表し、自転車への青切符の導入の背景と手続や自転車の基本的な交通ルール、自転車の交通違反の指導取締り、青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分について公表しておりますが、内容の県民への周知は不十分であると感じております。

青切符制度の適用は十六歳以上の者による反則行為であることを鑑みると、高校生はもちろん高校生以前にも幅広く、この自転車ルールブックによる内容の周知を図ることが必要であると考えますが、今後の県の対応について警察本部長にお伺いします。

このことについては、令和七年九月二十八日の魁新聞の社説においても取り上げられており、違反の取締りは当面、各警察署指定の「自転車指導啓発重点地区・路線」で通勤・通学の時間帯や日没前後を中心に行われるということでしたので、令和八年四月一日の適用までに、内容の周知を徹底し、自転車運転の安全対策を強化していただくことを強く願っております。

次に、防災対策について伺います。

近年、気候変動の影響により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化しております。令和六年の事例を見ても、能登半島において元日に発生した地震及びその後九月に発生した豪雨被害、本県及び山形県にて発生した豪雨被害、台風一〇号による全国的な被害等が事例として挙げられます。

本県においては、昨年の豪雨のみならず、令和四年から四年連続で大規模な豪雨が発生しております。今年の八月及び九月にも大雨被害が発生し、仙北市松木内川や五城目町の内川川などの河川が氾濫するなど大きな被害がありました。毎年発生する災害に対し、被災した地域は疲弊している状況にあり、八月及び九月に発生した大雨災害にて被災されました方々には、この場で改めてお見舞い申し上げます。

なお、この大雨災害について、先日十一月十一日に、国の「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害として指定することが閣議決定したところでありますので、過年度災害と併せた早期の災害復旧を期待しております。

日本は地理的条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火など、多様かつ大規模な自然災害が発生する国であり、先述したとおり、近年、地球気候変動の影響により、災害の激甚化・頻発化が進んでいます。

国はこのような状況の中、これまでの災害対応の教訓を踏まえ、平成二十五年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、「事前防災・減災」の考え方に基づいた「防災・減災、国土強靱化」の取組を強力に推進してきたところであります。

「防災・減災、国土強靱化」の直近の取組として挙げられるのは、令和三年度から令和七年度の五年間の対策期間における「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」でありますが、この計画において、国は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図り、重点的・集中的に対策を講じるとしており、県としても国に対応しながらこの五年間事業を進捗・推進してきたかと思えます。

現計画は令和七年度が最終年度となっておりますが、五年間の対応期

間が終わってもなお、「防災・減災、国土強靱化」の取組については続くものであり、国は、令和七年六月に新たな防災・減災国土強靱化計画として令和八年度から十二年度までの五年間を計画期間とした「第一次国土強靱化実施中期計画」を策定したところであります。

計画では、切れ目なく「防災・減災、国土強靱化」の取組を推進するため、計画期間内に全三百二十六の施策を実施する計画となっており、推進が特に必要となる施策は、その中でも全百十四施策、事業規模は、今後五年間で概ね二十兆円強程度を用途とされており。

今後の資材価格、人件費等の影響については予算編成時に適切に反映することとなっており、各年度の取扱いについては、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢、財政事情等を踏まえ、機動的、弾力的に対応するとされており、推進が特に必要となる施策としての内訳を確認すると「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」について二十八施策、概ね五・八兆円、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」について四十二施策、概ね十・六兆円、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」について十六施策、概ね〇・三兆円、「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」について十三施策、概ね一・八兆円、「地域における防災力の一層の強化」について十六施策、概ね一・八兆円となっており、相当な規模となっていることが確認できます。

以上の内容が概ね公表されている内容となっておりますが、本県の財政規模やマンパワーを考慮すると、国が掲げる全三百二十六施策はもちろんのこと、推進が特に必要となる施策全百十四施策を県として、全て対応することは実情として困難であり、近年の災害の発生状況を鑑みると河川等のハード整備をまずは進めていくことが、重要ではないかと考えております。

そこで今後、本県の「防災・減災、国土強靱化」の取組として特にどのような分野・施策に重点を置いて今後ハード整備を実施していこうと

計画されているのか知事にお伺いします。

次に、ツキノワグマ対策について伺います。

本県の令和七年度のツキノワグマによる被害は、例年になく深刻化しており、出没件数や人身被害が極めて高い水準で推移しております。

今や、ツキノワグマは山林近くの人里に降りてくるだけでなく、先日、秋田市のアミューズメント施設敷地内に出没したツキノワグマが緊急銃猟で駆除されるなど、毎日のように街中でのツキノワグマ出没及び人身被害の発生ニュースが報道されており、県民は強い不安にさらされ、日常生活にも大きな支障が発生しております。

そこで、ツキノワグマによる被害が異常な事態となっている令和七年度におけるツキノワグマの目撃状況及び人身被害発生状況を踏まえた現状の取組と今後の取組、また方向性について知事にお伺いします。

また、知事の御尽力により、ツキノワグマの捕獲や駆除に関する支援を目的として陸上自衛隊の派遣が決定したことや、全国的なツキノワグマによる被害が相次いでいることを受けて、警察庁が、警察官がライフマによる駆除に当たられるよう国家公安委員会規則を改正するなど、今年度の序盤の対応に比べればマンパワーは増え、少なからず猟友会のメンバーの負担は減ったかのように思います。

しかしながら猟友会のメンバーも高齢者が多く、会員が慢性的に不足しているなど多くの課題を抱えている現状に変わりはありません。数少ない若い世代も現在、毎日出没するツキノワグマ対策で疲弊しており、幾ら陸上自衛隊が本県に派遣され、現在できる限りの支援をしてくれるといっても箱わなの設置は重労働であり、ツキノワグマ処理運搬も大変な仕事であります。

特に若い年代の方は仕事をしながらの活動となっておりとお聞きしており、少ない報酬では仕事も休めない状況であるかと思えます。

このような状況を踏まえると、猟友会のメンバーをはじめとするツキノワグマ対策を実施した方々に対しての全県統一の報酬のアップをお願い

いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。知事にお伺いします。

また、現状のツキノワグマの大量出没を踏まえると、捕獲数は増加するものと考えており、この捕獲数の増加をうまく活用する手立てを考えたい必要があると考えます。

農林水産省によると、野生鳥獣による農林水産被害が令和五年度には百六十四億円、森林被害面積が年間約五千ヘクタールとなっており、鳥獣被害が営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出などを生み出し、被害額として数字に現れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしているとのことであり、

このような状況を踏まえ、農林水産省では、被害防止のために捕獲を進めるだけでなく、捕獲鳥獣をジビエなどの地域資源として利用し、農山村の所得に変えるような、有害鳥獣を「マイナス」の存在から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていく取組を進めているようです。

ツキノワグマのジビエへ活用するためには、処理加工施設等の課題はございますが、これまで廃棄していたツキノワグマのジビエ利用の拡大を推進することは、鳥獣被害防止対策推進の観点と新たな農山村の所得に変えるような取組として有効だと考えますが、県としてツキノワグマのジビエ利用について、どのように現状を考え、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

以上で私からの質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君） 登壇】

知事（鈴木健太君） おはようございます。小山議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、農業政策のうち、ほ場整備の推進方針であります。

本県では、あきた型ほ場整備を契機として、県内各地で地域農業を担う農業法人が設立され、新たな地域雇用が生まれているほか、米の生産

コストの大幅な低減や高収益作物の導入による収益性の向上など、生産構造の転換が図られてきております。

このため、地域の話合いにより策定された地域計画に基づき、法人等による農地の集積・集約化のほか、高収益作物に取り組み地域に対しては、引き続き、あきた型ほ場整備を重点的に推進してまいります。

一方、農業者の高齢化や後継者不足が進行している中、高収益作物の導入が困難なケースをはじめ、地域が抱える課題やニーズは様々であり、基盤整備においても柔軟な対応が求められているものと考えております。県としましては、地域農業を維持し、食料を安定的に供給していくという観点から、労働力不足にも対応した大豆の大規模経営等も事業の対象とするなど、地域の実情に応じたほ場整備の在り方を検討してまいります。

次に、防災対策であります。

本県は、四年連続で大雨被害を受けていることから、被災した施設の早期復旧を図るとともに、激甚化・頻発化する気象災害に備え、河川整備や土砂災害対策、災害リスク情報の発信など、ハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進しております。

また、能登半島地震では、道路の寸断等により復旧が長期化していることから、改めて、大地震への備えが重要であると認識したところであり、これまでの耐震対策をさらに強化していく必要があるものと考えております。

厳しい財政状況の中においても、県民の生命と財産を守ることが県として最も重要な責務であり、家屋浸水を防ぐための抜本的な治水対策を最優先としながら、道路やライフラインの耐震対策など、県土強靱化の取組を重点的に進め、県民の安全・安心な暮らしを確保してまいります。次に、ツキノワグマ対策のうち、今後の方向性等であります。

今年度、クマの目撃件数は秋以降に急増し、例年を大幅に上回っており、人身被害も死亡四件を含む六十六件発生するなど、極めて深刻な事

態となっております。

こうした状況を踏まえ、緊急的に捕獲体制を強化するため、市町村に対し、箱わなやセンサーカメラを無償貸与したほか、通学時の児童等の見守り支援のため、PTA等に対し、クマよけスプレーを配布するとともに、民間警備会社による登下校時の巡回などを実施しております。

また、全国的な大量出没や人身被害の多発を受け、国において、クマ被害対策パッケージを取りまとめたところであり、今後、具体的な内容が示されることから、関連事業を速やかに実施してまいります。

さらに、人とクマとの棲み分けのため、今後設定する管理強化ゾーンにおいて、来春から管理捕獲を重点的に実施するほか、AIやデジタル技術を活用した効率的かつ効果的な出没抑制や、捕獲技術について、早期の実装を目指してまいります。

加えて、ガバメントハンターの在り方についても、市町村と検討を速やかに進めることとしており、被害防止に向けた取組を総合的に推進すること、人とクマとの棲み分けを実現し、県民の安全・安心を確保してまいります。

次に、猟友会等への支援であります。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬については、市町村の条例等によって定められており、年額報酬や日額報酬、捕獲頭数に応じた報奨金などで支払われておりますが、市町村の財政状況や報酬体系の違いにより大きなばらつきがあります。

報酬額は、隊員の確保や活動意欲に影響を与えることから、捕獲活動の危険度や労力に見合った金額に引き上げること、市町村間の格差を是正する必要があるものと考えており、先月開催された県・市町村協働政策会議においても理解を得られたところであります。

県としましては、国に対し、十分な予算が確保されるよう要望したところであり、国のクマ被害対策パッケージを踏まえながら、適切な報酬体系について、引き続き市町村に働きかけ、人材の確保につながるよう

努めてまいります。

また、今年はクマの市街地への出没が例年を大幅に上回り、捕獲頭数も非常に多く、猟友会等の負担が大きくなっていることから、今議会に、奨励金等を支給する補正予算を提案したところであり、活動を継続的に支援してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

【農林水産部長（藤村幸司朗君）登壇】

●農林水産部長（藤村幸司朗君） 私からは、三点についてお答えいたします。

まず、農業政策のうち、節水型乾田直播の普及・促進についてであります。

乾田直播は、育苗や代かきなどの春作業を省略できることから、省力化やコスト削減が可能であり、生産者が意欲を持って規模を拡大するために必要な技術と考えております。

このため、昨年度から乾田直播に取り組んでいる経営体を対象に、生育状況や作業時間などの調査を行っており、来年度からは農業試験場において本格的な試験に取り組み、その成果を基にマニュアルを作成し、生産現場へ普及してまいります。

一方、節水型乾田直播は、更なる省力・低コスト化を目的に、生育期間を通じて極力、かん水しない栽培方式であり、県内でも一部の生産者が取り組んでおりますが、収量性や雑草対策に加え、いもち病の発生リスクが高まるといった課題があると考えております。

県としましては、全国十七か所で取り組まれている官民タスクフォースの実証結果を、生産者や関係機関へ情報提供するほか、県内で先行して取り組んでいる生産者の生育状況や収量、品質・食味などを把握するよう努めてまいります。

次に、県単独の稲作農家への支援についてであります。

水稻は規模拡大により生産コストの削減が図られる典型的な作物であ

ることから、県では、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴い、復田を行うために必要なレーザーレベラーや、施肥低減を図るための食味収量コンバイン・直進アシスト田植機など、スマート技術の導入を支援してきております。

また、国の補助事業を活用し、大規模水田経営に必要な機械や、農業支援サービス事業者によるスマート農機等の導入のほか、カントリーエレベーター等の共同利用施設の整備を後押ししてきたところであり、今後も、現状の規模にとらわれることなく、農業者の意欲的なチャレンジを支援してまいります。

さらに、将来の担い手を明確化し、地域計画の早期実現を図るため、市町村と共に地域に入り込み、ほ場整備や農地バンクを活用した農地の集積・集約化、集落営農の法人化など、多様な視点からサポートすることにより、本県農業の持続的な発展につなげてまいります。

次に、ツキノワグマ対策のうち、ジビエ利用の拡大についてであります。

県内では、三か所のジビエ処理加工施設が稼働しており、いずれもツキノワグマを主体としているものの、衛生基準に基づく処理や、安定的な頭数の調達、労働力の確保などの様々な課題を抱えており、処理量の拡大は難しいと伺っております。

県では、新たに、北秋田市阿仁地域において、ジビエ処理加工施設と飲食・宿泊施設を併設した拠点の整備を支援しており、未利用資源を活用した新たなビジネスの創出を推進しております。

近年の大量出沒は、人身被害や農作物被害にとどまらず、地域経済にも影響を及ぼしており、捕獲獣の取扱いについては、ジビエとして自然の恵みを利用することに加え、伝統的なマタギ文化である自然と人間との調和を重んじることも重要であるものと認識しております。

今後、ジビエ利用を拡大していくためには、意欲的な事業者の確保に加え、安定的な年間処理頭数の調達や採算性、販路の開拓などが求めら

れることから、県としましては、多様な人材の参画のもと、ソフト・ハード両面からサポートすることで、農山村地域の活性化を図ってまいります。

私からは以上であります。

【建設部長（小野潔君）登壇】

●建設部長（小野潔君） 私からは、三点についてお答えいたします。

まず、インフラの老朽化対策についてであります。

本県においても全国の傾向と同様に、老朽化するインフラが今後、加速度的に増えていくことが見込まれており、一例として、県内の道路橋については、二〇二四年から二〇四四年にかけて、建設後五十年を経過する割合が、四一％から八一％になる見通しであります。

県では、急増する老朽インフラに対し、重大事故のリスク低減や対策コストの平準化を目的に、対症療法的な事後保全から予防保全への転換を図ることとしており、継続した点検とその記録の蓄積、点検結果に基づく長寿命化計画の見直し、計画に基づく修繕というメンテナンスサイクルを確実に循環させていくことが重要と考えております。

今後、県の財政状況や人口減少などの社会状況の変化に対応するため、国や市町村、民間との連携や施設の集約・再編、DXや共同化などあらゆる手法を組み合わせ、地域の実情を踏まえた効率的・効果的なインフラマネジメントを推進してまいります。

次に、道路政策のうち、無電柱化の推進についてであります。県では、防災機能の向上や安全で円滑な交通空間を確保するため、国や市町村、関係事業者と連携し、主に都市部の緊急輸送道路において、無電柱化を進めてきたところであり、これまでに約四十四キロメートルの整備を終えております。

また、現在工事を進めている大館市の「御成町工区」が来年度に完成予定となっているほか、令和三年度策定の無電柱化推進計画に基づき、能代市では、国道七号を管理する国土交通省と連携した「寿域長根工

区」、大仙市では、初の電線共同溝整備となる「丸の内町工区」に着手するなど、事業の進捗を図っているとあります。

今後も、無電柱化推進計画が示す取組方針を踏まえ、新たな街路整備や道路改良工事において、新設電柱の抑制に努めるとともに、コスト削減や事業のスピードアップを図りながら、引き続き、関係機関と連携し、無電柱化の取組を推進してまいります。

次に、道路空間の安全・安心の確保についてであります。

県では、令和三年の千葉県八街市における痛ましい交通事故を受けて行った緊急合同点検結果に基づき、歩道の設置や自転車と歩行者の錯そう防止などの交通安全対策に取り組んでいるほか、「第二次秋田県自転車活用推進計画」を策定し、路面表示等による利用環境の改善を推進しております。

また、市町村が取り組む自転車利用の安全対策や、交通が適切に分離された道路空間の構築等に向けた計画策定への支援を継続して行っており、これまでに十一の市町村が策定し、全国で二番目に高い策定率となっております。

今後は、自転車関連交通事故の状況や青切符制度導入などの背景を踏まえ、国、県、市町村及び警察で組織する「自転車ネットワーク計画調整会議」を来年度内に立ち上げることにしており、引き続き、関係機関と連携しながら、良好な自転車利用環境や安全で安心な社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

【警察本部長（小林稔君）登壇】

●警察本部長（小林稔君） 私からは、道路政策のうち、自転車運転の安全対策についてお答えいたします。

県警察では、来年四月一日から施行される自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度の導入に当たり警察庁が公表した「自転車ルールブック」について、県警察ホームページやSNS、県警察が主催する

様々な交通安全イベント等において周知を行い、県民に対してその積極的な活用を呼びかけているほか、県警察が独自に作成した自転車への青切符制度導入にかかるチラシも活用するなどして、制度に関する認知度の向上に努めております。

また、自転車の青切符制度の対象年齢が十六歳以上の者であることを踏まえ、高校生や中学生に対しては、各警察署で開催している交通安全教室において、警察官が実演を交えて対象となる違反行為を紹介するなどしております。

さらに、自転車の青切符制度を含めた、自転車乗車時の交通ルールについて、分かりやすく説明した中学生・高校生向けの小冊子「自転車交通ルールブック」を新たに作成し、来年度の新高校一年生及び新中学一年生に配布することとしていただいております。

制度の施行まで四か月を切っていることから、県警察としては、今後も自転車の青切符制度の一層の周知に向け、関係機関と連携した広報啓発活動やイベントの開催などを通じ、県民への理解促進を図り、制度の円滑な施行に向け取り組んでまいります。

●議長（工藤嘉範議員） 十八番小山緑郎議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は十一時五分といたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時五分再開

	出席議員	四十一名
一	番 佐藤光子	二番 福田博之
三	番 山形健二	四番 川邊隼之介
五	番 高橋健	六番 武内伸文
七	番 小棚木政之	八番 高橋豪
九	番 瓜生望	十番 松田豊臣
十一	番 加賀屋千鶴子	十二番 櫻田憂子

十三番	佐藤 正一郎	十四番	島田 薫
十五番	宇佐見 康人	十六番	住谷 達
十七番	児玉 政明	十八番	小山 緑郎
十九番	小野 一彦	二十番	加藤 麻里
二十一番	薄井 司	二十二番	三浦 茂人
二十三番	鈴木 真実	二十四番	佐々木 雄太
二十五番	杉本 俊比古	二十六番	佐藤 信喜
二十七番	今川 雄策	二十八番	高橋 武浩
二十九番	小原 正晃	三十番	渡部 英治
三十一番	北林 丈正	三十二番	竹下 博英
三十三番	原 幸子	三十四番	工藤 嘉範
三十五番	加藤 敏一	三十六番	石田 寛
三十七番	三浦 英一	三十八番	柴田 正敏
三十九番	川口 一	四十番	鶴田 有司
四十一番	鈴木 洋一		

地方自治法第二百二十一条による出席者

休憩前に同じ

●議長（工藤嘉範議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。二番福田博之議員の発言を許します。

【二番（福田博之議員）登壇】（拍手）

●二番（福田博之議員） おはようございます。立憲民主党会派の福田博之です。

今回、第一回目的一般質問の機会を与えていただき、先輩、同僚議員の皆様には誠に感謝申し上げます。また、年末のお忙しい中にもかかわ

らず、傍聴にお越しいただいた皆様、改めて深く感謝申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

はじめに、県民の命を守るクマ被害対策と猟友会への支援について伺います。

クマ被害対策につきましては、一部所属委員会に属する内容もございしますが、全庁にまたがる重要な問題であるため、質問させていただきます。

まず、県の姿勢についてです。

秋田県では本年、例年を大きく上回るペースでクマの出没・人身被害が発生しており、県民生活は深刻な危機に直面しております。既に死傷者が多数発生しており、人命に関わる重大事案が連日続いている現状は、もはや一自治体の問題にとどまらず「災害」と呼ぶべき段階に達しています。被害に遭われた方々、そしてその御家族に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

そして、日常の移動や外出のたびに「今日クマに会わないだろうか」と不安を抱えながら暮らす県民の恐怖を一刻も早く取り除くことは、行政に課せられた最も基本的で重要な使命だと考えます。秋田県にとって守るべき第一の価値は、ほかのいかなる政策にも優先する「県民の命」であるはずで

今回のクマ被害は、県がこれまで積み上げてきた各分野の政策分野にも深刻な影響を及ぼし始めております。農林分野では収穫物への被害や作業の中断、観光分野では山間地域への誘客の停滞、移住・定住環境の安心感の低下、さらには教育現場における通学路の安全確保など、県民生活全般に連鎖的な悪影響が発生しております。加えて「秋田は危険」という負のイメージが県外へ拡散すれば、人材・観光・投資など政策の基盤となる県外からの流入が鈍り、県の将来に長期的なダメージすら及ぼしかねません。コロナ禍で地域が疲弊した経験を再び繰り返さないためにも、クマ問題は県政全体の最優先課題として対処する必要があります。

す。

国においても危機感が高まり、クマ捕獲体制強化のための補正予算が組まれるなど、ようやく全国レベルでの支援が始まりました。しかし、国の支援に依存するだけでは、県民の不安は払拭されません。他県よりも深刻な被害が生じている秋田県だからこそ、先進的かつ即効性のある取組を打ち出し、行政・議会・地域が一丸となって難局を突破する姿勢が問われています。

ここで知事に伺います。今、秋田県のトップとして、クマ問題をどのように位置付け、県民にどのような決意とメッセージを示すのか、率直な御所見をお聞かせください。

次に、捕獲人員の確保・増員と効率的な管理・捕獲方法の導入について伺います。

今年度の県の動きとして、予備費を活用した小・中学校等へのクマよけスプレーの配布、市町村への箱わなの貸与のほか、十月三十日付で担当課に職員を二十六名増員し、「クマ対策強化プロジェクトチーム」を発足させました。また、十一月五日付で「クマ被害防止のための活動の支援に係る協力協定書」を陸上自衛隊と締結しております。有害駆除に当たる人員が不足している中、心強い支援である一方で、自衛隊の支援期間には期限があり、来年度以降も継続する保証はありません。十一月十三日からは人の生活圏にクマが出没し、ハンターが間に合わない場合、機動隊の警察官がライフル銃を使って駆除する運用が始まりました。しかし、機動隊の警察官の人員も限られており、県内で有害鳥獣の駆除を行うことができる人員を増員させることが急務であります。また、同日、北海道東北地方知事会においても緊急要望を国に提出しており、関係交付金の増額・予算確保、効果的なゾーニング管理の強化、鳥獣捕獲の担い手の確保等について要望しております。

私自身も九月に狩猟免許を取得しており、周囲への発信や取得希望者に対して取得方法の説明等を行ってまいりました。一人でも狩猟免許取

得者が増えるように良い影響を与えたいという思いがあります。今後猟友会に所属することで、現場の生の声を聞き、猟友会が活動しやすいような環境を整えるために働いていきたいと考えております。

ここで知事に伺います。次年度以降の有害鳥獣駆除に要する人員について、どのように増員させていくのか、中長期的な方針についてお答え願います。また、効果的なゾーニング管理強化としてAIによる出没予測、ドローンによる上空監視や捕獲補助など、技術を活用した効率的なゾーニング管理強化も喫緊の課題です。ドローン規制緩和が進めば、地形上危険な場所でも安全な監視・誘導が可能となります。県内企業・大学・研究機関と連携すれば、秋田発の先進的なクマ管理モデルを全国へ発信できる潜在力があると考えます。次年度以降の捕獲人員の確保・増員の中長期方針、そしてAIやドローンを活用した効果的な管理・捕獲方法の実証及び導入について、県はどのような戦略で進めていくのか、お示しください。

次に、ガバメントハンターの採用について伺います。

長野県小諸市では、専門知識と現場対応力を兼ね備えたガバメントハンターを採用した結果、捕獲数が大幅に増加し、被害発生から捕獲までの時間も短縮されました。

県内でも九月から緊急銃猟制度が施行され、迅速対応の必要性は一層高まっております。ガバメントハンターが常駐すれば、確認から判断、捕獲依頼までの流れを現場で即時完結できるため、県民の安全確保に大きく寄与します。

行政と猟友会とをつなぐガバメントハンターの採用に当たっては、国の交付金が予算措置される予定です。

ここで知事に伺います。県内各市町村においてもガバメントハンターを採用することで、県民の安全・安心の確保につながるものと見込まれますが、専門技術の集積や年間の業務量等を考慮しますと、現実的には県が地域振興局単位でガバメントハンターを配置するべきと考えます。

県におけるガバメントハンターの採用について知事の御所見をお聞かせください。また、採用に当たったの課題や想定される人物像、理想的な配置体制についても考えをお聞かせください。

次に、有害鳥獣の解体処理施設の整備について伺います。

県内で公的な解体処理施設は鹿角市の一か所に限られ、多くの地域では猟友会員が個々で作業を担っております。

しかし、衛生管理や周囲の目への配慮、作業負担の重さなど、現場の実態は限界に近い状態です。

宮城県丸森町では、駆除したイノシシをオガクズの常在菌により、水と二酸化炭素に分解処理する有害鳥獣減容化処理施設を町内に完成させており、処分を担う駆除隊の負担を軽減しております。

また、宮城県蔵王町では、道具が一式揃った解体施設があり、施設で有害鳥獣を解体し、冷凍保管した個体を一般廃棄物として収集し、ほかの可燃ごみと一緒にクリーンセンターで焼却処理しています。猟友会の負担軽減となっており、駆除された有害鳥獣の処分の課題解決にもつながっております。

ここで伺います。秋田県においても駆除頭数の増加を見込み、人手不足を補うべく、有害鳥獣の解体処理施設または減容化処理施設を県内各地に整備することで、有害鳥獣捕獲活動をさらに推進し、人的被害、農林業被害及び生活環境被害の軽減を図ることができるかと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

次に、緊急銃猟への理解促進について伺います。

緊急銃猟の円滑な実施には地域住民の協力と理解が不可欠です。

緊急銃猟を行ったハンターの顔が撮影され、SNS等に映る事案が生じています。匿名攻撃のリスクや精神的負担から、緊急銃猟への参加をためらう声が猟友会員から猟友会に届いております。また、人目を気にせず集中したいという声もいただいております。緊急銃猟を行えるハンターは条件も厳しく希少であり、緊急銃猟要員の減少は、県民の命に直

結する重大な問題です。

危険な現場で県民の生命を守るために尽力するハンターへの敬意と配慮を社会全体で醸成する必要があります。万が一、緊急銃猟を妨害した場合は罰則もあるということを発信することも必要かと存じます。

ここで伺います。県は緊急銃猟制度への理解促進と、ハンターのプライバシー・安全を守るための啓発やルールづくりをどのように進めるのか、知事の御所見を伺います。

最後に、実施隊の社会的地位向上について伺います。

有害鳥獣捕獲を担う市町村の実施隊の現状として、現場隊員の高齢化のほか、自営業の隊員が減少し、サラリーマンの隊員の割合が増加しております。勤務時間中の出勤が難しいケースが多く、緊急時の対応力は低下しております。実施隊制度が有効に機能するためには、勤務時間内の出勤を認める企業への支援金制度や、有害駆除出勤時の休暇取得支援など、社会全体で実施隊を支える仕組みづくりが急務です。

ここで伺います。実施隊は各市町村が任命しているものですが、県として、実施隊の社会的地位向上を支援し、出勤しやすい環境整備をしていくべきと考えますが、そうした環境整備に向けてどのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお聞かせください。

次に、GX二〇四〇ビジョンを踏まえた今後の産業戦略について伺います。

国では、二〇五〇年のカーボンニュートラル実現を念頭に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現であるGXに向け、官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング構想を始動させており、二〇四〇年を目標とする中長期の見通しとしてGX二〇四〇ビジョンを策定しております。

秋田県においても今年度、このビジョンを踏まえた第三期秋田県新エネルギー産業戦略を策定することとなっております。

GX二〇四〇ビジョンには、八つの項目がありますが、その中でもG

Xを県経済の成長の原動力としていくためには、秋田県として次期新エネルギー産業戦略等の中でGX産業構造、GX産業立地、そして成長志向型カーボンプライシング構想についてどう位置付けて取り組むかが鍵になってくると考えております。

まず、GX産業構造について伺います。

秋田県は、再生可能エネルギー資源に恵まれ、特に風力や地熱は、全国屈指のポテンシャルを有しております。この優位性を県内産業の成長に結びつけるためには、単なる再エネ供給地ではなく、再エネを活かして新たな商品・サービスの創出や技術革新を生み出す地域へと戦略的に舵を切る必要があります。県が明確なビジョンを示し、県内企業・自治体・金融機関・大学など多様な主体と協働しながら、いかに産業構造の改革と新たな成長市場の形成を主導できるかにかかっています。

このため、まずは、GX二〇四〇ビジョンを踏まえた、県の産業戦略上のGXの位置付けや取組の方針について産業労働部長に伺います。また、本県の恵まれたポテンシャルの中でそれをどのように活かして新たな事業の創出や技術革新等に結びつけていくつもりなのか伺います。

次に、GX産業立地について伺います。

秋田県は、洋上風力を中心に全国的にも重要な再エネ拠点として注目されておりますが、単なるエネルギー供給地で終わらせるのではなく、「産業の立地そのものを呼び込むGX拠点」として戦略的に位置付ける必要があります。

再エネを多く生産する地域であっても、その電力が県内の地域産業の成長につながらなければ意味がありません。特に大手企業は、再エネを安定的に調達できるかを立地判断の最重要条件にしており、秋田県が再エネ供給の見える化を進めることは極めて重要なことです。また、送電網増強や蓄電、グリーン水素の供給に向けた体制整備等の再エネを使える形にするインフラ整備も不可欠です。

さらに、立地補助金を従来型の雇用創出型だけでなく、脱炭素型へと

転換し、再エネ調達割合が高い企業、サプライチェーン全体でCO₂削減を進める企業及びクレジットを創出し地域に還元する企業を優遇し、呼び込む制度形成が必要だと考えます。

ここで伺います。秋田県は、「再エネ安定供給県」として今後企業誘致にどのような方針で取り組むのでしょうか。そして、送電網や蓄電などのインフラなども含めた供給体制の見える化をはじめ、立地する企業が再エネを使いやすい環境整備をどのように強化していくのか産業労働部長に伺います。

三つ目は、成長志向型カーボンプライシング構想を踏まえた企業支援の在り方についてです。

炭素に価格をつける政策は一般に「企業負担」と捉えられがちですが、秋田県のように再エネ資源に恵まれた地域にとつては、むしろ「収益源」となり得ます。

国は今後、成長志向型カーボンプライシングを本格化させます。成長志向型カーボンプライシングとは、政府による先行投資支援と炭素に価格を付け排出削減を促す制度であるカーボンプライシングの組合せにより、企業のGX投資の加速化を図る仕組みであり、既に大企業はCO₂コストを経営に組み込む段階に入っており、県の産業政策もこの流れを前提として組み直す必要があります。

現在、多くの中小企業は自社の排出量を把握できておらず、そもそも何から着手すればよいか分からない状態にあります。しかし、今後はサプライチェーン全体でCO₂情報の提出が求められる時代であり、見える化を図っていない企業は、将来的に取引機会の喪失や投資回収の遅れに直面するリスクがあります。

加えて、現場では人材不足によりGX担当者を確保できない企業、排出量算定の専門知識にアクセスできない企業も多く、県の中小企業支援策としてGX人材育成とGX専門人材の派遣制度の整備も求められています。こうした基盤が整わなければ、CO₂削減投資も金融機関との連

携も実効性が担保されません。

県では現在、生活環境部においてカーボンニュートラルの実現に向けた普及啓発の観点からの脱炭素経営に関するセミナーの開催や省エネ診断支援などを行っておりますが、DXと同様に産業政策の一環として、企業ニーズを踏まえた、より実践的かつ実効性のある支援体制を整えるべきと考えております。

再エネ資源に恵まれた本県だからこそ、企業のGX人材の育成や専門人材の派遣体制を整備するとともに、例えば、県独自の「GX企業認証制度」を創設し、GX投資を行いCO₂排出量の削減に取り組む企業には制度融資や新商品開発・生産性向上のための補助制度などにおいて優遇措置を与えるなどカーボンプライシングを前提に、これまでの産業政策からの思想転換が必要ではないでしょうか。

ここで伺います。国の成長志向型カーボンプライシングの本格化に合わせ、県としても、GXを県内企業の収益確保や競争力の強化、付加価値向上のための重要な要素と捉え、成長志向型カーボンプライシング時代の企業支援方針を定め、県内企業の収益向上に向けた取組を促していくべきと考えますが、産業労働部長の見解を伺います。

以上、GX産業構造、GX産業立地、成長志向型カーボンプライシングの三つは、秋田県の産業を好転させる成長戦略であると強く申し上げます。

本県がGX政策を経済成長の軸として再定義し、県内企業・地域経済に真の利益をもたらす戦略へ進化させることを強く期待し、「再エネを成長につなげた県」となるために、県当局の積極的な取組を求めます。

次に、八郎湖で発生したアオコが、防潮水門を通じて河口、そして海城へと流出し、男鹿地域の漁業に影響を与えているのではないかと疑われる問題について伺います。

男鹿の各港では、漁師の皆様がサザエ、イガイ、ニシガイなどの砂抜き作業を行っております。しかし、八郎湖から流れ出たのではないかと

疑われるアオコが港内やテトラポッドに付着し、強烈な臭気を出すことで、その匂いが貝に移り、商品価値が著しく下がってしまうという深刻な声を伺っております。また、それが海底に沈殿し、ヘドロ状となり、海藻の生育を阻害しているとの指摘もあります。海藻は海の生態系の基盤であり、これが損なわれれば漁業全体への影響は避けられません。

さらに、樺漁港では沿岸漁業や素潜り漁を行う漁師もおり、今後の水質悪化は漁場環境に直接影響を及ぼす可能性があります。

男鹿地域の漁業は地域を支える重要な産業であり、海の環境を守ることは地域の未来を守ることにほかなりません。こうした状況を考えれば、八郎湖の防潮水門の運用が海域にどのような影響を与えているかも含め、原因究明のための科学的な検証は欠かせません。

この課題は、八郎湖のアオコ対策、河川管理、防潮水門の管理、漁業対策がそれぞれ別の部局にまたがっているため、対応が遅れやすい構造となっております。しかし、アオコは水域をまたいで移動する特性を持ち、被害も連鎖的に広がるため、縦割りでは解決できない典型的な横断課題と言えます。

九月議会の総括審査でも杉本議員から問題提起があり、県としては「検討する」との答弁がありました。しかし、現地では不安の声が大きくなっており、事実確認や影響分析が十分に行われていない状況にあります。アオコの発生は季節性があるため、まずは実態を早急に把握し、可能な対策から着手していくことが不可欠と考えます。

ここで知事に伺います。男鹿地域の漁業を持続可能な形で守っていくため、県として、事実確認を急ぎ、横断的な対応を進めていく必要があると考えますが、どのようなスケジュールで進めようとしているのか、今後の対応方針も含めお示しいただきたいと思っております。

次に、防潮水門の運用に関するソフト面での対応についてお伺いします。

防潮水門の運用方法は、利水や治水の観点から簡単には変えられない

ことも理解しております。だからこそ、まずはソフト面で対応可能な施策から取り組むべきと考えております。例えば、防潮水門の開門時期・時間帯を漁業者へ迅速に共有する仕組みを構築することは、比較的早期に実現できる施策ではないでしょうか。現場の漁師の皆様にとつては「いつアオコが流れてくるのか分からない」という不安こそが最大の問題であり、情報が共有されれば対策を講じることができそうです。

そこで、水門運用に関する情報共有など、早期に取り組めるソフト対応について、県として検討する必要があると考えますが、農林水産部長の見解を伺います。

次に、持続可能な物流体制の構築についてです。

県では、慢性的なドライバー不足やドライバーの労働時間の制限等の二〇二四年問題に対して、持続可能な物流体制を構築するため、物流の効率化や配送ルートの適正化に資するシステム導入経費の支援のほか、荷主や消費者の理解促進等に取り組んでいます。近年、県内においても宅配需要が増加する一方、再配達が増加し、物流現場の疲弊は深刻度を増しております。県内の運送事業者からは、「限られた人員で再配達に追われ、本来業務が圧迫されている。」「採算が合わず、地域でのサービス維持が難しくなってきた。」といった切実な声が寄せられております。

労働力不足が慢性化する中、再配達による時間的損失は、事業者の労働負担を増大させるだけでなく、輸送効率の著しい低下を招いております。さらには、再配達に伴う車両走行の増加は、そのまま燃料費増加につながり、温室効果ガス排出量の押し上げ要因ともなっております。

県民生活を支える物流基盤が揺らぎつつあるこの状況に、県として強い危機感を持つべき局面に来ているのではないのでしょうか。

こうした中、国では、玄関前に荷物を届ける「置き配」や宅配ボックスへの配送を宅配便の標準サービスに位置付けることを決め、施行は二〇二六年度以降になる見通しです。

また、山形県では複数の市町村が、個人住宅・集合住宅への宅配ボックス設置を促進する補助制度を導入しております。その結果、再配達率の大幅な低減、運送事業者の負担軽減、荷物の盗難防止、さらには、CO₂排出削減という複合的な成果を確認していると伺っております。

この取組は、物流事業者だけのためではありません。不在となりがちな高齢者、共働き世帯、子育て世帯にとつても利便性が高く、住民サービスの向上に直結します。そして何より、地域の物流を守ることは、県内産業全体の持続可能性の確保につながる重要な政策です。また、再配達の削減につながれば宅配各社にとつてメリットがあり、今後は手渡しでない受取り方法を選んだ場合に料金を引き下ろすといったサービスが広がる可能性もあります。

住民サービスの向上、物流効率化、環境負荷軽減という、「三方よし」の効果を持つ施策であり、秋田県としても真剣に参考にすべき事例だと考えております。

そこで伺います。県内の物流業の現状をどう捉え、今後、物流業を維持していくために、県としてどのように取り組んでいくのか知事の考えをお聞かせください。

また、県として、宅配ボックスの普及を持続可能な物流体制構築の有効策としてどのように評価しているのか、再配達削減率の向上や物流の二〇二四年問題への対応という文脈を踏まえ、答弁をお願いします。

また、県が主導し、市町村や物流業者、業界団体等の関係者と連携して県内全体で宅配ボックスの設置を促進する仕組みを構築するお考えはないのでしょうか。

まずはモデル的な取組からということも考えられますが、財政支援、普及啓発、補助メニューの創設など、持続可能な物流体制の構築に向けて県がリードすれば効果は県全域に波及すると考えますが、今後の方針を伺います。

物流は県民生活の「公共インフラ」とも言える領域です。現場の疲弊

を放置すれば、将来的には「届くはずの荷物が届かない県」へとつながりかねません。県として、早期に具体的な手を打つべきと強く申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

●議長（工藤嘉範議員） 県当局の答弁を求めます。

●知事（鈴木健太君） 登壇】
【知事（鈴木健太君） 登壇】 県議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、県民の命を守るクマ被害対策と猟友会への支援のうち、県の姿勢であります。

ツキノワグマによる人身被害は、秋以降急増し、四名の方が亡くなっているほか、同じ日に複数の方が被害に遭われる事案も発生しており、強い危機感を持っております。

この背景には、人口減少という社会的構造の変化に伴い、クマの分布域が人の生活圏と重なってきたことが要因としてあるものと考えており、地域社会も含めた大きな課題として認識しているところであります。

クマの大量出没は、観光や飲食業、農林業などの産業分野をはじめ移住・定住の促進への影響もあるほか、県民の日常生活全てに大きく支障が生じていることから、早期に解決すべき、重要な課題であると捉えております。

県では、新たな総合計画において、人の生活圏における人身被害ゼロを目指しており、国や市町村等と連携するとともに、県民の協力も得ながら、あらゆる手段を講じて被害防止対策に全力で取り組み、この危機を乗り越えてまいります。

次に、捕獲人員の確保・増員と効率的な管理・捕獲方法の導入であります。

捕獲の担い手となる狩猟者については、これまでも狩猟免許の取得や猟銃の所持に支援を行うとともに、捕獲技術研修を開催するなど、確

保・育成に努めてきたところであります。

こうした取組により、狩猟登録者数については、減少に一定の歯止めをかけることができておりますが、有害鳥獣捕獲の現場では、即時対応できる人員が限られていることも事実であります。

また、クマをはじめとした大型獣の捕獲については、免許取得後の経験が欠かせないことから、熟練者の指導を受けながら技術継承ができるよう、引き続き県猟友会と連携し、捕獲の担い手の確保に努めてまいります。

さらに、緊急的な対応として、通信機能付きセンサーカメラを市町村に貸与し、捕獲従事者の労力軽減や効率化を図っており、今後は、AIやドローンを活用した効果的な取組について、早期の実装を目指してまいります。

次に、ガバメントハンターの採用であります。

捕獲従事者の高齢化と減少が進行し、将来にわたる捕獲体制の維持が課題となっている本県においては、専門人材の確保・育成が深刻な課題であるものと認識しております。

現在、捕獲を担う鳥獣被害対策実施隊は非常勤公務員となっておりますが、その任務の重さにふさわしい身分や処遇が必要であると考えており、自治体職員が業務として銃猟を担う、いわゆるガバメントハンターの枠組みを構築するよう、先般、国へ要望したところであります。

また、先月開催された県・市町村協働政策会議では、次年度に雇用する意向を示した市町村がある一方で、単独での雇用に慎重な市町村もあり、それぞれの状況により、考え方が異なるものと認識しております。

このため、引き続き、市町村と意見交換を行いながら、実効性のある体制の構築に向け、県全体としてのガバメントハンターの在り方について、速やかに検討を進めてまいります。

次に、有害鳥獣の解体処理施設の整備であります。

解体処理施設の設置においては、捕獲個体の搬送や、解体後の焼却・

融解における処理施設までの距離等を考慮する必要があり、各市町村の状況に応じて整備を進めることが基本となっております。

一方、こうした施設は、イノシシやシカなど、捕獲頭数の多い有害鳥獣を対象に整備されている事例がほとんどであり、ツキノワグマについては、捕獲頭数が年度によって大きく増減することなどにより、費用対効果の観点から、多くの市町村で整備に踏み込めていない状況にあります。

今後、ガバメントハンターの配置などにより、管理捕獲等を強化することとしており、捕獲から解体処理まで、県としても一定の関与が求められるものと認識していることから、市町村と適切に役割分担をしながら、実施隊の負担軽減が図られるよう、体制を強化してまいります。

次に、緊急銃猟への理解促進であります。
緊急銃猟が制度化された九月以降、県内では六件の事案が発生しており、実施に当たっては、主体である市町村が法に基づいた広報を行っているところでもあります。

緊急銃猟は、人の生活圏において銃猟を行う制度であり、人への安全性が確保できる場合にのみ実施が可能であるため、円滑な実施には地域住民等の理解と協力が必要であるほか、ハンターのプライバシー保護についての配慮も必要であります。

また、ハンターの中には、報道機関による過度な取材や活動内容が公開されることに対し、抵抗感を持っている方もおり、個人が特定される可能性がある場合は、今後の緊急銃猟への対応を辞退したいという声も伺っております。

このため、現場において取材活動を行う報道機関に対し、プライバシーや安全への配慮についての協力を求めるとともに、地域住民の理解と協力を得るため、環境省のリーフレット等も活用しながら、市町村や関係機関と連携し、理解の醸成に努めてまいります。

次に、実施隊の社会的地位の向上であります。

鳥獣被害対策実施隊員の高齢化が進む中、国では、クマ被害対策パッケージを打ち出し、高度な捕獲技術を持った専門的な事業者の育成や資機材の支援、地方自治体におけるガバメントハンターの人材確保などについて、関係省庁が連携して実施していくこととしております。

県としては、狩猟免許の取得や狩猟者の果たす社会的役割について発信するフォーラムを、引き続き開催するほか、市町村に対し、適正な報酬体系の構築等を働きかけてまいります。

また、先日、私自ら、経済団体に対し、民間企業に所属する狩猟免許取得者などが出勤しやすい環境づくりを要請したところであり、今後、民間企業に対し、休暇の取得や兼業禁止に関する運用の緩和等を促してまいります。

次に、アオコが男鹿の漁業に与える影響のうち、男鹿地域への影響とその対応であります。

九月議会における男鹿地域での漁業への影響に関する問題提起を受け、県では、実態把握のため、九月下旬から先月上旬にかけて、八郎湖内で行われているアオコ調査の手法を参考に、目視観察や採水による調査を船川港周辺で実施しております。

その結果、アオコの原因となる淡水性の植物プランクトンと類似する藍藻類は確認されましたが、状態が悪く、特定までは至らなかったところであります。

このため、八郎湖でのアオコ調査の開始時期に合わせ、来年の六月頃から、船川港周辺に、防潮水門下流域を加えて調査するとともに、専門家の意見などを伺いながら、科学的な検証を行い、原因の特定に努めてまいります。

分析により、八郎湖のアオコとの因果関係が明らかとなった場合には、アオコの放出が抑えられるよう、部局横断による取組を検討し、速やかに対策を講じてまいります。

次に、持続可能な物流体制の構築であります。

物流業界は、慢性的なドライバー不足や、二〇二四年四月からの労働時間制限に加え、エネルギー価格高騰の影響により、依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

民間のシンクタンクによると、首都圏などの大消費地から遠く離れた本県では、二〇三〇年までに約四割の荷物を運べなくなるとの推計がなされており、これによる県内産業の競争力低下や県民生活への影響に強い危機感を抱いております。

このため県では、持続可能な物流体制の構築に向け、県内事業者が実施する共同輸配送などによる物流効率化の取組や、鉄道輸送等へのモーダルシフトの取組等を支援しているところであります。

また、消費者に対しても、全国に先駆け、セミナーの開催を通じた物流問題の理解促進のほか、時間帯指定や置き配、コンビニ・宅配ロッカーの利用を呼びかけるなど、再配達への削減に向けた普及啓発に取り組んできております。

現時点では、県内において二〇二四年問題による大きな影響は見られませんが、物流は地域産業の発展や県民の生活を支える必要不可欠な社会インフラであり、国の動向や社会情勢を注視しつつ、関係団体等と連携しながら、持続可能な物流体制の構築に向け、引き続き、各種施策に取り組んでまいります。

なお、宅配ボックスについては、再配達削減に一定の効果があるものと認識しておりますが、まずは、県民一人一人の物流負荷軽減に対する意識醸成を図ることが重要であり、市町村や関係団体と連携し、既存の設備活用や行動変容を促す普及啓発に注力することで、その削減を図ってまいります。

私からは以上です。

【農林水産部長（藤村幸司朗君）登壇】

●農林水産部長（藤村幸司朗君） 私からは、防潮水門の運用に関するソフト面での対応についてお答えいたします。

防潮水門は、大潟村や八郎潟周辺の農業用水の確保と洪水防止を目的として、秋田県八郎潟防潮水門管理条例等に基づき、調整池の管理水位を定めて運用しており、県のウェブサイトにおいて、水門の開閉状況をリアルタイムで公開しております。

県としては、開門後の流出状況について、風向や海流などの影響から、経路や時間を特定することは難しいものと考えておりますが、まずは、ウェブサイトの開門基準を分かりやすく表示するなど、きめ細かな情報を発信するとともに、県漁協を通じて、漁業者へ周知してまいります。

私からは以上であります。

【産業労働部長（佐藤功一君）登壇】

●産業労働部長（佐藤功一君） 私からは、三点についてお答えいたします。

まず、GX二〇四〇ビジョンを踏まえた今後の産業戦略のGX産業構造であります。

本県ではこれまで、恵まれた自然的条件を生かして、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んできており、風力発電や地熱発電の導入量は全国トップクラスとなっております。

こうした状況を背景に、現在、策定中の第三期秋田県新エネルギー産業戦略においては、洋上風力に関する県内企業の技術力向上・サプライチェーン構築や、再エネ工業団地へのGX関連産業の集積などを重点的な取組として位置付け、経済効果の最大化や再エネの地産地消を図っていくこととしております。

また、国が策定したGX二〇四〇ビジョンでは、革新技術を生かした新たなGX事業の創出や脱炭素エネルギーの利用などによる高度化された産業構造を実現し、新たな市場の創造などにより、国内外の有能な人材・企業が活躍できる社会を目指すこととしております。

県としましては、着床式洋上風力に加え、その先の浮体式洋上風力の

県内展開を見据え、最先端技術を有する欧米企業の誘致と県内企業との連携を進めるとともに、将来的には、CCS事業と連携したメタネーションや低炭素水素製造等の次世代エネルギーの供給など、革新技術を生かした産業構造の実現を目指してまいります。

次に、GX産業立地についてであります。

本県は、全国に先駆けて進む洋上風力発電をはじめ、地熱や水力などの豊富な再生可能エネルギー源を有しており、カーボンニュートラルに意識の高い輸送機関連や電子デバイス関連などを中心に誘致活動を展開してきたところであります。

こうした中、国では、再エネ電源の近傍にGX関連産業を集積させることを目指す「GX戦略地域」を選定し、重点的にインフラ整備や支援策を展開することにしております。

本県においては、現在、秋田市の下新城工業団地等において、県営水力や太陽光をベースとしながら、本県の特徴である洋上風力など、多様な再エネを用いた電力供給体制の構築を進めており、このエリアへの産業集積を構想の中心に据え、「GX戦略地域」の選定に向けた準備を進めているところであります。

今後は、再エネ工業団地の分譲開始に向け、県内で生まれる再生可能エネルギーの付加価値の最大化を目指し、そのエネルギーの利用による製品・サービスの高付加価値化や安定的な電力供給を求める、海外資本のメーカーやデータセンターなど、GX関連産業の集積に積極的に取り組んでまいります。

次に、成長志向型カーボンプライシング構想を踏まえた企業支援の在り方についてであります。

来年度からCO₂排出量の取引制度が開始されるなど、同構想のもとでは、大企業を中心として脱炭素に向けた取組が加速していく一方、今後、サプライチェーンを構築する過程などにおいて、中小企業も同様の対応を求められていくものと認識しております。

県内の中小企業が脱炭素の取組を推進するためには、その取組が経営強化につながるというメリットを広く共有することが必要であり、その意識醸成の手法としては、個々の企業がカーボンクレジットを創出することも分かりやすい取組の一つであると考えております。

中小企業がこうした取組を進めるに当たっては、脱炭素を経営に活かすための知識を備えたGX人材が必要であり、現状では、県外の専門的な企業に頼らざるを得ない状況であるものの、県内において、森林資源からJクレジットの創出を包括的に支援するサービスを立ち上げようとする動きも出てきているところであります。

県としましては、こうしたカーボンプライシングの潮流を捉えた新たなビジネスの創出を後押しすることが、中小企業における脱炭素の取組推進と、それを支えるGX人材の育成確保の近道になると考えており、これまでのカーボンニュートラルに関する普及啓発に加え、脱炭素経営をサポートする企業の育成や、県内企業全体の取組の加速化につながる具体的な施策について、今後、研究を深めてまいります。

私からは以上でございます。

●二番（福田博之議員） 二点お伺いします。

はじめに、知事に一点目です。先ほどの御答弁の中で、ガバメントハンターの採用意向を示した市町村がおりだという話でしたが、やはり全県の地域間の差が出ないように、体制を整備していく必要があると考えております。今、具体的な市町村名までは述べられる段階ではないと思いますので、採用したいと答えた市町村の割合を教えてくださいでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 細かい話は部長から答弁します。

【生活環境部長（信田真弓君）】

●生活環境部長（信田真弓君） 市町村に対してアンケートを行ってございまして、ガバメントハンターの必要性について、「必要」とお答えいた

だいている市町村は十六であります。現時点で「分らない」というところもございしますので、もう少し詳しく市町村に対してヒアリングを行ってまいります。

●二番（福田博之議員） 二点目です。産業労働部長にお伺いします。先ほどの御答弁の中で、成長志向型カーボンプライシング構想のテーマになるのですけれども、今、GX人材の育成については、県外の専門的な企業に頼らざるを得ない状況であるとのことでしたが、例えば行政サービスの一環として、県から各中小企業にGXの有識者を派遣して、それぞれのレベルの底上げを図る施策もあると思うのですが、そういったお考えはあるかお伺いします。

【産業労働部長（佐藤功一君）】

●産業労働部長（佐藤功一君） カーボンプライシングの取組に関しましては、様々な手法があると思います。議員御指摘の手法もその一つだと思いますので、そういったものも含めて、今後どういったもので中小企業の成長を促せるか検討してまいりたいと思います。

●議長（工藤嘉範議員） 二番福田博之議員の質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時三十分再開

出	席	議	員	四十名								
一	番	佐藤	光	子	二	番	福	田	博	之		
三	番	山形	健	二	四	番	川	邊	隼	之		
五	番	高橋	健	六	六	番	武	内	伸	文		
七	番	小棚	木	政	之	八	八	高	橋	豪		
九	番	瓜生	望	十	十	番	松	田	豊	臣		
十一	番	加賀	屋	千	鶴	子	十二	十二	櫻	田	憂	子
十三	番	佐藤	正	一	郎	十四	十四	島	田	薫		

十五番	宇佐見	康人	十六番	住谷	達
十七番	児玉	政明	十八番	小山	緑郎
十九番	小野	一彦	二十番	加藤	麻里
二十一番	薄井	司	二十二番	三浦	茂人
二十三番	鈴木	真実	二十四番	佐々木	雄太
二十五番	杉本	俊比古	二十六番	佐藤	信喜
二十七番	今川	雄策	二十八番	高橋	武浩
二十九番	小原	正晃	三十番	渡部	英治
三十一番	北林	丈正	三十二番	竹下	博英
三十三番	原	幸子	三十五番	加藤	敏一
三十六番	石田	寛	三十七番	三浦	英一
三十八番	柴田	正敏	三十九番	川口	洋一
四十番	鶴田	有司	四十一番	鈴木	洋一

地方自治法第二百一十一条による出席者

休憩前に同じ

●副議長（島田薫議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一、一般質問を継続いたします。七番小棚木政之議員の発言を許します。

【七番（小棚木政之議員）登壇】（拍手）

●七番（小棚木政之議員） 自由民主党会派の小棚木政之でございます。

一般質問の機会をいただきました先輩、同僚議員の皆様には感謝を申し上げます。

一点目の質問は、クマの大量出没についてであります。

これまでの質問と重複もありますが、よろしくお願いたします。

今年は一昨年以上にクマが大量出没し、県内では十一月末時点で六十

六名の人身被害が発生、うち、四名の方が亡くなりました。まずは被害に遭われました皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げます。それとも日々対策に当たっている猟友会、自治体職員、警察職員、自衛隊など、多くの皆様に深甚なる感謝と敬意を申し上げます。

最初に、獣害給付制度の創設についてお伺いします。

クマによる被害は、人的被害に加え、農作物被害、さらに飲食業や観光業、小売業では風評被害が重なり、コロナ禍のようだと聞かれています。子どもの登下校に保護者の付添いが必要となり、学校での見守り対応など、教育活動にも影響が出ています。また、外出自粛が続くことで健康への悪影響を指摘する医療関係者もいます。初雪が降っても安心はできません。二年前には冬眠せず市街地に居座る個体もいたため、県民は依然として不安な状態に置かれています。

人身被害の報道では「命に別状はない」、「搬送時に会話はできていた」と報じられても、実際は想像以上の惨劇であり、数度にわたる形成外科手術を受けざるを得なくなり、精神的に病んでしまったり、休職や失業される方もおります。直接の被害がなくても、商売を断念した方や稼ぎ手を失った家庭の責任や救済は誰に求めれば良いのでしょうか。

県では、「野生鳥獣による人身被害見舞金給付事業」により、人身被害一件で最大二十万円、死亡で三十万円を給付するとしています。医療保険や生活保護などの社会保障の仕組みがあるにしても、あまりにも低くはないでしょうか。日常の中で被害に遭わないように気をつけたとしても、相手は話も通じずいきなり襲ってきます。

そこで知事にお伺いします。犯罪被害者への支援は「犯罪被害給付制度」により最大で三千万円まで給付される国の仕組みがあります。せめて同等の支援があつてしかるべきだと思いますが、県単独でこの仕組みを作るには財政的にも無理がありますので、国に同程度の獣害給付制度の創設を働きかけるべきではないでしょうか。

次に、実施隊の負担軽減と処遇改善についてお伺いします。

現在の実施隊による獣害対応は猟友会員頼みであります。その猟友会が抱える会員数の減少や高齢化はもとより、実施隊の捕殺費用のほか、見回りや後処理の負担・労苦に応じた費用弁償、万が一被害に遭った場合の補償なども全く見合っていないと言わざるを得ません。

本来ボランティア的なお願いであるにもかかわらず、かなり危険かつ経済的・精神的負担を強いている現状は早急に改善すべきものと考えます。

昨今の大量出没の状況を受け、各自治体は独自に報奨金を増額し、県でも今定例会に追加予算案を提案していますが、それでも一般的な感覚に耐え得るレベルではないと思います。

秋田県猟友会から「秋田県議会野生鳥獣との共生と狩猟者育成を推進する議員の会」に十月三十一日付で要望書が出され、有害捕獲による農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した捕獲給付金や有害捕獲活動費、実施隊員への捕獲活動内容が、大型・中型獣類とアナグマなどの小型獣類の単価が同額となっている、と指摘があり、いかに現実に即した制度になつていなかっただかが分かります。

国はクマ被害対策パッケージでガバメントハンターの支援・育成に言及していますが、育成には時間を要しますし、猟友会の皆さんとの処遇差が生まれることから、将来的に現在と同じような協力的体制を取つていただけるのか疑問が残ります。

事実、一昨年や今年の夏場、あまりにも要請回数が多かったため、出勤を辞退された方がおりましたし、北海道では猟友会員に対する暴言を機に出動拒否という問題も起きました。

要望書では、鳥獣被害対策実施隊員の高齢化、サラリーマン隊員の増加などで、これまでと同じような対応が困難になってきているため、わなの設置、見回り、止さし、解体作業の一連の流れを構成員と行政で区分して分担するよう求められています。

そこで知事にお伺いします。有害捕獲を実施隊に頼り切っている現状

について、どのように考えているか。また、隊員の負担軽減のための行政との役割分担についてどのような必要があるべきか。加えて、作業に見合った処遇の抜本的な改善と、更なる国への財政措置を求めるべきではないか御所見をお伺いします。

次に、適切な捕殺後処理についてお伺いします。

実施隊による捕獲後の処分は、解体処理のほか、焼却処分、埋設となっているものの、そういった施設や場所もなく、解体や埋設のための穴掘りも、実施隊員任せになっているという現実も直視し、改善しなければなりません。

十一月十五日の秋田魁新報では、北海道福島町などで死骸の減容化施設があることが紹介されました。クマなどの処分がこれだけ多い本県でも、こうした施設を整備することが必要だと思えます。

私は十一月十一日に開催された「第二十五回都道府県議会議員研究交流大会」に出席し、国立感染症研究所の前田健先生による講演を拝聴いたしました。

感染症全般の話でしたが、二十世紀から人口が急増している現代において、野生動物との接触回数が増加したことから、新たな感染症発症の時代に突入したというもので、人間だけではなく、動物も含めた自然界全体での感染対策の重要性をお話しされました。

野生動物は様々な感染症を保有しているリスクがあるため、先ほど述べた隊員の負担軽減のための行政との役割分担のみならず、衛生的な観点からも、捕殺後の減容化や焼却を行う施設を行政主導で県内各所に設置すべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

次に、鳥獣被害対策実施隊の評価についてお伺いします。

猟友会の皆さんは鳥獣被害対策実施隊として地道に活動していただいているにもかかわらず、行政から感謝状や表彰を受けたという話は聞いたことがありません。特別な案件で警察からの表彰などはありますが、同じ特別職公務員である消防団員のようにはなっていません。

農林水産省では毎年鳥獣対策優良活動表彰を行っていますが、その内容は対策等に工夫や新規性があつたものばかりで、日々の地道な活動に光が当たっておりません。

世の中の人が見てくれた、評価してくれたということは活動を続ける大きな励みになります。県当局におかれましては、そうした人の内面、情の部分も勘案して取組を検討していただきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、行政職員の負担軽減についてお伺いします。

頻発するクマ被害により、自治体職員の肉体的・精神的疲労も限界に近づいているのではないのでしょうか。

全国的にクマの駆除に対して、特にネット上では賛成派と反対派が入り乱れており、そのほとんどが実際にクマと縁遠い地域の方によるものと思われ、クマ出没地域の現状や住民の感覚とは乖離していると感じました。

県や市町村の担当課は、多忙な中で膨大な意見・苦情に対応しており、業務が滞る可能性があります。どうしても意見を述べたい方は、県公式サイトにある「クマについてよくあるご意見・ご質問」のページを読まれているのでしょうか。このページは大変良くまとまっていると思いますので、さらに情報精度と量を上げ、県のサイトのトップページにバナーを掲出してはいかがでしょうか。クマは愛らしい姿とは裏腹に、人と対峙したときは凶暴であり、動物園のクマとは全く別物であることを、動画などを活用し積極的に発信すべきです。これにより、クマの危険性に対する理解を深めることも必要です。

今後の対応として、有料ダイヤルによる専用番号を設け、AIによる対応、クマ関連ページへの誘導、さらに意見がある場合はサイトの書き込みへ誘導するなど、担当課だけの問題とせず、県庁組織全体として、なるべく職員が電話対応に時間を割かれないような工夫も検討してはいかがでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、人手不足への対応についてお伺いします。

知事の英断により自衛隊からの協力を得ることができ、市町村からは感謝の声が挙がっておりますが、あくまで緊急的なものであり、今後同様の対応はないものと考えているのが当然と思います。

今年は大量に駆除したため来年は出没が少なくなることが期待できますが、再来年はまた同じことが起きることを想定しておくべきだと思います。クマは冬に一、二頭出産し、それらは一年半ほどで自立することです。

今後獣害対策での人手不足にどう対応していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

さらに、私は機械化・自動化できるものは積極的に取り入れて、関係者の負担を少しでも減らすべきだと考えています。

大館市は、プロパンガスの遠隔検針システムを活用し、おりにクマが入ると即時通知する仕組みをガス販売会社とNTTが協力して導入しました。これは見回り作業の軽減と、人の気配を減らすことによる捕獲率向上が期待されています。ほかにもドローンやAIカメラによる追い払いや探知・警報発信など、全国で様々な技術的取組が進められています。こうした技術や工夫を産業界に促し、課題先進県である秋田県が、これらの課題を梃子にして産業化を促進し、全国へ発信することも重要だと思います。

財政的に厳しく、広大な県土を持つ本県ですが、専門家の知見、生活者の感覚、地道な観察などを蓄積することで、的を絞った対策ができると感じています。

例えば、クマ出没に対する警戒監視については、県全体に監視網を張り巡らせることは無理でも、川や水路を伝ってくる、食べ物の匂いがするところなど、出没しやすいルート上にAIカメラを設置することで、市街地に入るのを低減できる可能性が高まるのではないかと思いますし、設備もやみくもに増やす必要もありません。

全国に先駆け、先進技術を活用したクマ対策を実施することで、効率的なクマ対策が実施でき現場職員の負担軽減につながると考えますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、クマ出没情報の収集と活用についてお伺いします。

クマダスには多くの目撃情報が寄せられており、クマ対策を考える上で重要ですが、報告地域に偏りがあると感じています。もともとクマの目撃が日常的である山間部の集落などでは、いちいち通報しないであろうことは想像に難くありません。

九月議会総括質疑でも指摘しましたが、通報しない方の心理として、通報しても対応してくれるのか分からない、という懐疑的というか不信感が根底にあるのではないかと思います。

ただ目撃情報を収集するだけでは意味がありません。県民の命を守るためのツールであるべきだと思います。通報・蓄積された情報は実施隊や警察の活動にどのように活かされているのでしょうか。クマダスの意義・目的は何なのか、いま一度整理し、あるべき仕組みはどのようなかを考えた上で改良を加えていく必要があると思います。

また、市町村レベルでも同様の仕組みを運用しているところが多くありますが、情報の連携・整合性が取れているのか疑問に思うこともあります。同じようなものを、県と市町村がそれぞれ持つことは合理的ではありません。ただでさえ財源も人手も不足している本県においては、こうしたところを整理統合し、秋田県全体としての効率化、最適化を図っていくべきだと思います。

クマの出没情報、警戒情報だけでなく、駆除した情報を望む声は多くあります。この情報を出すことに県はためらっているようですが、これがないと県民の安心は担保されず、日常生活や社会全体が萎縮し経済活動も疲弊してしまいます。

実施隊の活動に支障が出ないような情報発信は可能ではないでしょうか。もし捕殺反対者からの苦情にひるんでいるとすれば、行政としての

視点が間違っていると思います。あくまで県民側を見て判断すべきです。執拗な苦情に対峙する職員の心労を考えると分からないでもありませんが、毅然とした方針や態度がなければついでに済まされるだけだと思います。

クマダスが県民の安全・安心につながるように、情報収集の偏りや駆除情報の公開など、改良し有効活用すべきではないでしょうか。また、市町村との重複を解消し効率化すべきではないでしょうか。知事の御所見をお伺いいたします。

次に、警察官の装備についてお伺いします。

クマが市街地等に出没した際、警察官が警戒に当たりますが、現場での装備があまりにも脆弱ではないでしょうか。昨年の十和田湖近くで山岳遭難者を捜索中の警察官がクマの被害に遭った件は記憶に新しく、以降若干の装備強化が図られたようですが、日々の報道などを見ても、機動隊のような防具を身に付けた警官が数名いるものの、素人目にも無防備な警察官も多く見られ心配になります。防刃ベストは着用しているものの、盾や棒では小さなクマであっても対峙できないばかりか、襲われた際、身体を守ることができないのではないのでしょうか。

命を賭して職務に当たっておられる警察官への装備品が必要だと思えます。予算がかかるものではありませんが、国もクマ対策については交付金を手厚く配分することですので、対応に当たられる警察官分は最低でも配備すべきだと考えます。また、クマが接近した際には銃火器で対応できないと思いますが、クマを足止めするために網を発射するネットランチャー等を装備することは考えられないのでしょうか。警察本部長の所感をお聞かせください。

次に、学校現場の安全対策についてお伺いします。

各学校では不審者対応用に刺股を配備していますが、クマの力に刺股ではいかんともし難いと思いますし、忌避スプレーも一校当たり数本しかありません。クマが学校に現れた際、警察に通報できたとしても到着までの間の危険性があります。一番は回避して距離を取ることですが、

建物内に入り込んだクマは興奮状態にあり、そこに忌避剤をかけられた場合の状態は想像できません。最悪接近された場合のことを考えると、ネットランチャー等が有効なものではないかと思えます。忌避スプレーは容量の小さなもの、ガスが弱いもの、そもそもクマ用ではないものまであり、さらに大量出沒を受け販売各社の在庫は底を付いていたりしますので、配備されているものが本当に使えるものかどうか確認が必要だと思います。

今年、北海道羅臼岳で登山者がヒグマに襲われた事故がありました。使用された忌避スプレーはクマ用ではなかったと報じられています。学校での忌避スプレーの確認とネットランチャーの装備について、教育長の所感をお聞かせください。

次に、クマ対策の根本的な見直しについてお伺いいたします。

昨今のクマの大量出沒の理由については、専門家が指摘しているように複合的な要因が絡み合っているものと思えますが、私は、アーバンベアと呼ばれるようにクマの側も変わったし、人間の生活も変わった、気候も変わった、それらが絡み合っていることだという論調が腑に落ちると考えています。

また、そもそもの頭数が多く、人の対応力を超えてしまっているというのもうなげけます。

ブナなどの山の実の出来不出来はここ数年に始まったものではありませんし、メガソーラーもありません。小さな太陽光発電所は車のアクセスの良い場所にしかありません。

素人の想像でしかありませんが、人口減少、特に山に隣接する小集落の人口が減り、生産活動が縮小してきていることが一つの要因として考えられないでしょうか。

また、コロナ禍で人の活動が制限され、山菜採りなどで野山に入る人も少なくなったことも大きかったのではないのでしょうか。

人口減少に伴う小集落のバス路線廃止や、若年層の市街地への転出に

より、休耕田の増加と荒廃、里山からの急激な人口流出が進んでいます。この変化がクマとの距離を縮め、あつれきを生んだと考えます。降雪期の出没報告にあるように、空き家や小屋でクマが越冬する例があり、刺激があれば覚醒して飛び出すため、使わない建物の処分を急ぐ必要があります。つまり、人口減少がこの問題の大きな引き金になっている可能性があります。

十一月十四日に政府が発表した「クマ被害対策パッケージ」は、いずれも必要な内容ばかりですが、特別交付税措置があるにしても、地方の実態に照らし合わせると、自治体の負担や国民の安心安全にどれだけつながらぬのか疑問なものもあります。

一日に五十キロメートル以上も移動すると言われるクマには県境も関係ありませんし、これまで我々が認知していた生態とは異なる動きをクマは見せています。国に対してもこれまでの常識では通用しないことを訴え、獣害対策は国の責任で行うよう、根本的な制度変更を訴えていくべきではないでしょうか。

次に、ユースパルの事業停止についてお伺いします。

十一月二十一日に突然ユースパル・秋田県青少年交流センターの事業停止のニュースが報じられましたが、今回の件は、大きく三つの問題があると考えました。一つ目は公の事業を停止に追い込んだこと、二つ目は指定管理事業の運営を起因に受託団体が解散を選択せざるを得なくなったこと、そして、三つ目は一月以降の予約をされている利用者へ迷惑をかけてしまう恐れがあるということです。

以前から言われているように秋田市、特に市中心部では宿泊需要に対して供給不足であると感じていました。コンサートなどや大きな大会があるときはかなり前から満室となり、都合よく空いていたとしても二万円を超えることも珍しくありません。

十月に宿泊先が見つからず困っていたところ、同僚議員からユースパルを勧められ初めて泊まる機会を得ました。大変申し訳ないのですが、

私は普通に大人が宿泊できる宿だという認識はありませんでした。

私が宿泊した当日、秋田市中心部のホテルが軒並み満室だったにもかかわらず、ユースパルは閑散としており、宿泊市場での認知度の低さを感じました。今回の事業停止の主要因は経費の上昇と客足の減少でしょうが、どんなに良いサービスも市場に受け入れられなければ機能しません。ネット予約は公式サイトになく、クレジットカード決済もできず、不便を感じました。部屋はきれいでしたが、温泉でもないのに大浴場が夜中まで使え、夜遅くまで湯を沸かし続けている様は素人目にも経費がかかり過ぎであり、稼働時間の縮小、または客数が少ない場合は使用制限をしても問題ないと思いました。

県はユースパルの経営状態が芳しくないことは以前から認識していたと思いますが、その状態や法人の経営状態などをどのように監督し、指導していたのでしょうか。

ユースパルの指定管理については、十年前から度々議会で問題視されています。平成十八年から宿泊施設が、二十三年から研修施設の指定管理が始まっていますが、当初から秋田県青年会館一者による指定管理が続き、マンネリ化の懸念や再公募時に応募があるかどうか、評価委員会による評価点の低さ、宿泊稼働率の低さなどが指摘され、教育委員会の答弁は都度見通しの甘いものが多かった印象でした。

指定管理の経営状態が悪いにもかかわらず放置していたこと、本来県が責任を持って実施すべき事業を停止させてしまったことから、教育委員会の責任は重大であると思います。

報道によると十二月いっぱいには同法人が営業を続けるとのことですが、一月以降の営業及び今後の指定管理公募についての見通しを含めて、教育長の答弁を求めます。

次に、指定管理者制度の在り方についてお伺いいたします。

私は常々指定管理事業は問題が多いと感じていました。現在県や市町村による指定管理事業は様々あるわけですが、その多く

は更新がありながら、ほとんど同じ業者が受託する状況です。行政が直接運営するよりも民間にでもらったほうが、経営効率が良いということなのですが、それでは行政の経営効率の悪さを認めてしまっていることになりません。

採算性の確保が難しい事業については、行政との連携が深く、公共性を有する公益法人等が受託している例も見受けられます。指定管理事業単体では収益性が厳しそうな場合は、行政からほかの仕事が発注され収入調整が図られる事例が見られます。形式上は問題ないように見えても、受託している事業はあまりチェックをされることなく、本当に必要なものなのか疑問なものもあります。小さな委託事業を複数受託することで経費を共通化できるため、利益の少ない指定管理事業でも受託が可能となります。この結果、競争原理が働かず、同じ事業者が継続して受託し続けるというパターンが生まれています。

更新があっても競争原理が全く働かない悪循環なものも多数見受けられます。受託事業者、特に公益法人などは収益性のある事業がないことも多く、指定管理事業を受託できなければ法人本体の維持がままならないことも多いのだと思います。

今回のユースパルの件は宿泊事業として工夫すれば収益を出せるものだったと思いますが、当該法人の決算書類を拝見し、全体像として似たケースではなかったかと思えます。

指定管理事業を発注する行政としても、簡単に廃止するわけにはいかないということ、こうした仕組みに甘んじていることと思えますが、それらの事業の存廃も含め、指定管理の仕組み自体を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。

指定管理事業の大きな問題点として、柔軟性が低いということが多く、それらは簡単に変更できず、受託事業者の自由な経営や営業努力がしづらい、ということであり、特に経費が上がり続ける局面にお

いては柔軟性を発揮できないのは致命的です。

純粋なサービス・商売の経験値が低い事業者にそうした事業をさせることの問題もありますし、事業者選定のチェックの緩さや、指定事業本体はもちろんのこと、受託者の経営状況の定期的なチェック体制など、これまで以上に細かく厳しく見ていく必要があるのではないのでしょうか。何でもかんでも行政が事業として持つ時代ではないと思います。知事の御所見をお伺いし、質問を終わります。御清聴ありがとうございます。（拍手）

●副議長（島田薫議員） 県当局の答弁を求めます。

【知事（鈴木健太君）登壇】
知事（鈴木健太君） 小棚木議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、クマの大量出没のうち、獣害給付制度の創設であります。クマによる突発的で予測できない事故により、肉体的・精神的に大きな被害を受けた皆様に対し、私からも改めて心よりお見舞い申し上げます。

県では、被害に遭われた方を対象とした、見舞金給付事業を創設いたしました。しかし、「見舞金」という位置付けであり、救済措置という観点では必ずしも十分ではないものと認識しております。

一方、犯罪被害給付制度は、故意の犯罪行為により被害を受けた方や、その遺族の精神的・経済的打撃の緩和を図り、平穏な生活への復帰を支援するため、国が一時金として給付するものであり、県の見舞金給付事業とは性格が異なるものと考えております。

このため、被害に遭われた方に対しては、引き続き見舞金給付事業により支援を行うとともに、犯罪被害給付制度や災害弔慰金など、国の公的制度の仕組みも踏まえ、被害を受けた方への、より手厚い支援がなされるよう、国への働きかけを検討してまいります。

次に、実施隊の負担軽減と処遇改善であります。実施隊は、追い上げや見回り、捕獲個体の運搬など、狩猟免許を必要

としない活動も含め、猟友会が担っている事例が多く、会員の高齢化と減少が進む中、捕獲頭数の増加により負担が集中していることから、現状の改善が必要であると考えているところであります。

また、捕獲従事者の負担軽減を図るためには、猟友会と行政だけで役割分担をするのではなく、農協や農業者、地域住民など、地域ぐるみで活動をサポートすることが重要であります。

こうした中、鹿角市では、被害の多い地域の住民を、国の交付金を活用した鳥獣被害対策推進員に任命し、見回りや箱わな運搬などの作業補助を行うことで、実施隊員の負担軽減につなげており、県としましては、こうした事例を各市町村に周知し、サポート体制の強化を促してまいります。

引き続き、実施隊員の処遇の改善に向けては、管理捕獲の強化対応を含め、適正な報酬となるよう、市町村に働きかけるとともに、国に対し、十分な予算が確保されるよう要望してまいります。

次に、適切な捕獲後処理であります。

実施隊による捕獲後の処理については、その多くは市町村の一般廃棄物処理施設で受け入れておりますが、解体しない状態では受け入れされないため、その処理が大きな課題となっております。

解体処理施設については、捕獲個体の搬送や、解体後の焼却・融解の処理施設までの距離等を考慮する必要があることから、各市町村の状況に応じて対応することが基本であると考えており、鹿角市においては、昨年度、既存の遊休施設をリノベーションして整備を行い、今年度はこれまで約百五十頭が解体処理されております。

また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金では、焼却施設や減容化施設と一体的に整備する場合に補助対象となることから、これまで、市町村の相談に対して、事業の活用に向けた説明や、事業計画の策定に関する助言を行っているところであります。

県としましては、今後、管理捕獲等を強化することとしており、捕獲

から解体処理まで、一定の関与のもと、市町村と適切に役割分担をしながら、実施隊の負担軽減が図られるよう、体制を強化してまいります。

次に、鳥獣被害対策実施隊の評価であります。

県ではこれまで、実施隊員の士気高揚や安全の確保、有害鳥獣の捕獲活動のPR等を図るため、活動に必要な県統一ユニフォームの導入を支援しております。

実施隊への表彰等については、狩猟者の社会的貢献度などを勘案して、隊員や組織を受賞対象にすることも考えられますが、一方で、顔や名前が報道されてしまうことへの不安の声も聞かれており、猟友会など関係機関・団体の意見を伺いながら検討してまいります。

県としましては、地道な被害防止活動をしっかりと情報発信することにより、社会全体で実施隊員の活動を応援する環境づくりを進めてまいります。

次に、行政職員の負担軽減であります。

本県では、秋からクマの出没や人身被害が急増し、その状況が連日のように県内外に報道されたことで、全国から様々な意見や問い合わせが寄せられており、十月中旬からの一か月間で、七百件を超える電話やメールがあり、その半数以上が捕獲等に対する県外からの批判的な意見となっております。

また、クマに関する問い合わせは、今回に限らず、年間を通じて寄せられることから、県公式ウェブサイトに昨年度から、分かりやすく役立つ情報として、よくある意見や質問に対する回答を掲載しており、クマ被害対策への理解醸成に努めているところであります。

架電者に対して、録音することを初めに告知するメッセージには、一定の抑制効果があることから、今後は、自然保護課の電話複数台に電話録音装置を設置し、職員の負担軽減につながる対策を講じてまいります。

組織全体としても、県政に対する頻繁な問い合わせや長時間に及ぶ苦情等による業務への支障を防ぐため、全庁的な対応を定めたガイドラ

インに基づき、引き続き、適切に対処してまいります。

次に、人手不足への対応であります。

捕獲の担い手となる狩猟者については、これまでも狩猟免許の取得や猟銃の所持への支援のほか、捕獲技術研修を開催するなど、その確保・育成に努めてきております。

クマをはじめとした大型獣の捕獲については、免許取得後の経験が欠かせないことから、熟練者の指導を受けながら技術継承ができるよう、猟友会と連携した取組を進めているものの、捕獲従事者が依然として不足している状況にあるものと認識しております。

このため、民間企業等に勤務する狩猟免許の所有者が平日でも獣害対策に参加しやすくなるよう、経営者等への理解促進に努めるとともに、ガバメントハンターについては、実効性のある体制の構築に向け、市町村と意見交換を行いながら、県全体としての在り方に関し、速やかに検討を進めることとしており、様々な手法により、担い手の確保に努めてまいります。

また、ICT技術により捕獲状況が把握できるシステムの導入を推進するため、緊急的な対応として、通信機能付きセンサーカメラを市町村に貸与し、捕獲従事者の労力軽減や効率化を図っており、今後は、AIやドローンを活用した効果的な取組について、早期の実装を目指してまいります。

次に、クマ出没情報の収集と活用であります。

クマダスについては、県民が出没地点の情報を容易に把握することを目的として、市町村の協力を得て整備したものであり、出没情報の速やかな発信や地図情報により、詳細な出没場所が確認できるなど、クマ被害防止を図るための有効な注意喚起の手段として、広く普及することが重要であると考えております。

市町村によっては、クマダスと同じデータを用いてその地域ごとに活用しているところもあり、住民に詳細情報の周知を図るために、工夫し

て整備したものと認識しております。

駆除に関する情報の掲載については、その必要性は認識しているものの、駆除の場所は、クマが頻繁に出没するところである場合も多く、近づいた住民に被害が及ぶ可能性もあることから、情報掲載に関し、どのような仕組みが可能か、市町村と協議しながら検討してまいります。

クマダスについては、今年、非常に多くの閲覧や登録があることから、今後も県民の皆様の安全・安心につながるツールとして活用していただくよう、利用者の声も踏まえながら、利便性の向上を図ってまいります。次に、クマ対策の根本的な見直しであります。

昨今のクマ大量出没及び人身被害が多く発生する背景には、人口減少という社会的な変化に伴い、クマの分布域が人の生活圏と重なってきたことがあり、地域社会の在り方も含めた大きな課題であるものと認識しております。

また、クマは行政区域を越えて行動するため、各県が実施する被害防止対策のみでは限界があるものと考えております。

このため、各地域における個体群の適正な保護・管理に向け、国が組織体制を強化した上で、主体となってモニタリング調査を実施することにより、分布状況や個体数を把握するとともに、人とのあつれきを軽減する施策に取り組むことを要望しております。

さらに、AI等を活用した効果的な侵入防止対策や捕獲方法などの研究開発のほか、ドローンの規制緩和や自治体職員が業務として銃猟を行う場合の環境整備を、早急に行うことについて要望しております。

クマの生息分布は全国で偏りがあることから、国の関与については、地域の被害状況に応じた財政支援や規制緩和等になるものと考えており、県としましては、市町村等の関係機関と連携し、本県の実情に応じた最適な被害防止対策等の取組を着実に進めてまいります。

次に、ユースパルの事業停止と指定管理者制度のうち、指定管理者制度の在り方であります。

県ではこれまで、多様な主体の参入や利用者サービスの向上を図るため、公募前に広く意見を聴取するサウンディングや、指定後に定期的に施設の運営状況を確認するモニタリングを導入するなど、制度の改善に努めてきたところであります。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、応募者の固定化傾向が見られるほか、顧客視点のサービスなどの面において、改善の余地がある集客施設もあると感じており、このような現状については、私も議員と同様の問題意識を持っております。

今般、指定を取り消さざるを得ない事例が発生したことも踏まえ、今後は、外部有識者委員会による評価制度を一層効果的に活用することで、専門的見地からの助言も得ながら、より適切な運営やサービス水準の向上につなげてまいります。

他方、指定管理者制度の対象となる公の施設は、住民の利用に供するものであり、公平性・公正性の確保が求められているほか、利用料金に關して法令に基づく手続を要するなど、運営における事業者の裁量の範囲や程度には、民間の施設と異なるものがあります。

議員御指摘のとおり、時代は大きく変化しており、個人の価値観の多様化や社会的分業の拡大等が進んでいることから、県が引き続き施設を所有することの必要性や施設の機能の最大化を図る効果的な手法については、今後とも不断の点検を行ってまいります。

私からは以上です。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）登壇】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 小棚木議員から御質問のありましたクマの大量出没のうち、学校現場の安全対策についてお答えいたします。今年度は学校の周辺や敷地内において、令和五年度を上回るクマの目撃情報が報告されていることから、警察や警備会社と連携を図りながら、登下校時の巡回を行っているところであります。

また、各学校においては、敷地内の誘因物の撤去に加え、近隣で出没

が確認された場合には、爆竹による忌避作業を行い、さらには屋外での活動制限や休校等の対策を講じております。

なお、全ての学校に配備したクマ撃退スプレーについては、業者における試験データで効果が確認できたものでありますが、安全面への配慮の観点から、改めて性能及び使用上の注意事項の確認などを求めたところであります。

ネットランチャーについては、射程距離が短いことに加え、クマへの有効性が確認できていないことから、学校への配備について、現時点では慎重にならざるを得ないものと考えております。

県教育委員会としては、校舎へのクマ侵入防止対策の徹底を指示するとともに、校舎に侵入した際の対応を危機管理マニュアルに盛り込み、より実践的な避難訓練を実施するよう指導してまいります。

次に、ユースパルの事業停止と指定管理者制度のうち、ユースパルの事業停止についてであります。

県青少年交流センター・ユースパルは、長年にわたり青少年の健全育成に貢献してきましたが、コロナ禍を経て施設を再開してからは、社会状況の急速な変化や空調設備の不具合等も重なり、厳しい経営が続いてきたところであります。

県教育委員会では、施設の適正な運営確保のため、毎月の報告書による状況確認のほか、施設の年度評価や外部有識者委員会による評価の結果を踏まえ、オンライン研修が可能な環境の整備や、ウェブサイトの充実など、利用者の利便性向上に向けた取組を促してまいりました。

加えて今年度は、指定管理者が資金不足に陥らないよう、キャッシュフローを明確にした運営の徹底を指導するとともに、広報活動の強化や宿泊フロアの規模縮小など、施設運営の改善を求めてまいりましたが、抜本的な収支改善にはつながらず、今月末をもって指定の取消しとなるものであります。

今後は、休館の周知や予約取消しの連絡、代替施設のあっせんなど、

利用者への影響を最小限に抑えるための対応を早急に実施するとともに、指定管理者の公募については当面行わず、施設の在り方や老朽化等を考慮した上で、今後の方向性について検討を進めてまいります。

私からは以上であります。

【警察本部長（小林稔君）登壇】

警察本部長（小林稔君） 私からは、クマの大量出没のうち、警察官の装備についてお答えいたします。

県警察では、クマ出没時に対応に当たる警察官の受傷事故を防止するため、クマの攻撃から身体を守る装備品やクマ撃退スプレーを全警察署及び関係所属に配分して活用しているところですが、昨年の鹿角市内におけるクマによる警察官の受傷事案の発生を受け、新たに、より強固な防衛性能を有する個人装備品を配備しております。

市街地でのクマ出没事案や建物内への居座り事案など、クマと対峙することが想定される場合には、これらの装備品を活用し、警察官の安全を図りつつ、安全確保の呼びかけや避難誘導、警戒活動等地域住民の安全確保を第一に活動を行っているところであります。

警察官の装備品の整備につきましては、クマ被害の発生状況や現場における装備品の活用実態などを踏まえつつ、現場において有効な装備品の導入を今後とも行ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

●七番（小棚木政之議員） 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、クマの問題からです。知事から、来春から管理捕獲をする御答弁をいただきましたが、これまでのお話では、現在実施中の生息数の把握をしてから今後の方針を考えるとのことでしたが、その評価を待たずに実施を始めるということではよろしいでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） 今行っているカメラトラップ法による生息数調査

は今年度中に済みますので、それをもちろん参考にしながら計画を立てたいと思っております。

●七番（小棚木政之議員） クマだけではなくて、クマの大量出没に関しては、イノシシであったり、ニホンジカの侵入も関係があると言われる方も結構あります。この辺の管理も同時にしていくのかをお知らせいただきたいのが一つと、それから、先日の知事の十二月議会初日の知事説明で、クマ対策のバイオニアとして全国をリードするという御発言がありました。しかし、現在の状況では、バイオニアとしてリードしている状況ではなくて、どちらかというと先ほどのクマの個体数の想定にしても過小評価であったのではないかと意見もあります。また最近報道等でも出ますのが、兵庫県のクマ対策が進んでいるということです。同県では森林動物研究センターを平成十九年に開設をして、研究員六名、専門員五名の体制で、クマに発信機をつけるなどして個体の調査・管理を行っており、非常に獣害の被害が減っているということでありました。秋田県では自然保護課が担当していますが、どうしても看板が保護課なので、限界があるのではないかと思います。マンパワーの部分もありませんけれども、兵庫県のように別組織をつくって今後当たるとは考えられないでしょうか。

【知事（鈴木健太君）】

●知事（鈴木健太君） まず一点目のシカやイノシシや多様な鳥獣も含めてということですが、何分相手は自然でございますので、それらをまた一から調査をし把握をして、それらを含めた全般的な戦略となれば、いつ着手できるのだということになりますので、そこは少なくともこの春からしっかりと着手をできるぐらいの精度では様々な面は考慮していきたいと思っておりますが、議員がお求めになるような完璧なものにはなかなかならないのではないかと。いずれにしても私たちに与えられた時間はそんなに長くないと認識していますので、精度を高めながらも、しっかりとスピード感を発揮していきたいと思っております。

二点目の、パイオニアという件に関して、私も様々な機会にクマの対策等について、全国の事例を学ぶにつれ、やはり西日本は進んでいる。逆に言うとうと秋田県のこれまでの鳥獣被害対策は少し後手に回っている部分があったのではないかと認識を持っていますので、これからしっかりと他県の知見も参考にしながら挽回をしていきたいと思っております。

●七番（小棚木政之議員） 次に、ユースパルの件で教育長にお尋ねをいたします。先ほどウェブサイトの充実等を行って何とか頑張ってきたとお話でありましたけれども、公式サイトでは現在も一月以降についての言及が全く書かれておりません。これでは一般の方が、まだ営業しているのではないかと、予約できるのではないかと——予約も受け付けますと書いていますので、非常に混乱を招く状況であります。やはりお客様の立場に立った営業、経営が非常に大事だと思います。今急いでやらないと間に合わないと思いますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいのが一つです。

それから、ユースパルを事務局にしている様々な団体がございます。主に青少年教育の関連団体が多いのですが、インターネットで住所を検索しただけでも七団体は少なくとも出てきます。そういった団体の事務局をそこに置いておくことは今後できなくなると思いますが、この調整は県教委が行うのか、もしくは今現在の指定管理事業者である青年会館が各団体と調整を行うのか、どちらかお知らせいただきたいと思えます。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） ウェブサイト等の様々な広報等にいても、いろいろ我々も指導していますが、まだまだ足りない部分があるのは承知しております。今後いろいろな方に御迷惑がかかることですので、早急にその辺は話をして進めたいと思います。

また、貸し館部分を含めて、まだ入っている団体が幾つかあり、こちらに関しても御迷惑かけることとなりますが、我々も一緒に責任持って、

他の場所にあっせんするなり、なるべく迷惑かからないようにしていきたいと思っております。

●七番（小棚木政之議員） 二つ目の質問にもお答えいただけますか。各種団体の事務局の今後について。

【教育委員会教育長（安田浩幸君）】

●教育委員会教育長（安田浩幸君） 団体の事務局に関しても、ユースパル以外の県で持っている様々な施設もあっせんしながら、活動してもらうように我々も一緒になって進めていきたいと思っております。

●副議長（島田薫議員） 七番小棚木政之議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十四分散会